

平戸市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、平戸市への移住及び定住並びに就職の促進による地域の活性化を図るため、長崎県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏の大学を卒業した学生の平戸市への移住を伴う長崎県内での就職を支援するため、予算の範囲内において平戸市地方就職学生支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域を除いたものをいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 地方就職学生支援事業 国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用して長崎県が県内市町と連携して実施する、移住する学生を支援するための補助事業をいう。

(対象者要件)

第3条 地方就職支援金の対象者は、移住等に関する要件を満たし、かつ就職に関する要件を満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 移住元に関する要件 次のいずれにも該当すること。
 - ア 東京都内に本部がある大学の、東京圏のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。
 - イ 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。
- (2) 移住先に関する要件 次のいずれにも該当すること。
 - ア 長崎県内に所在する企業に就職することが内定していること。
 - イ 卒業後にアの内定企業に就職し、平戸市へ住所を定めた日から5年以上継続して居住する意思を有していること。
- (3) その他の要件 次のいずれにも該当すること。
 - ア 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
 - イ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - ウ その他市長が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就職に関する要件」とは、次のいずれにも該当することをいう。

- (1) 就職先に関する要件 次のいずれにも該当すること。
 - ア 勤務地が長崎県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

オ 地方就職支援金の対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(2) 就業条件等に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

イ 長崎県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(対象経費)

第4条 地方就職支援金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条第2項第1号アの企業に就職するために、卒業年度の6月1日以降の採用選考に要した長崎県内での就職活動に係る交通費とする。

(地方就職支援金の額)

第5条 市長は、地方就職支援金の対象者に対し、第3条第2項第1号の企業に就職するために卒業年度の6月1日以降の採用選考に要した、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した往復交通費のうち、1回分の経費の2分の1の額を交付する。

2 前項において、地方就職支援金の対象者が、宿泊料等と往復交通費が合算されたパック旅行等を利用した場合は、合計額から一夜につき別表に掲げた費用を差し引いた額を往復交通費とみなす。ただし、宿泊料等と往復交通費の内訳が明らかである場合を除く。

(交付申請)

第6条 地方就職支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、平戸市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出するものとする。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書で、本人の顔写真を貼付したものの写し又はこれらに準ずる書類で市長が適当と認めるもの

(2) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの

(3) 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報が確認できるものに限る。）

(4) 交付申請書に記載した交通費の領収書

(5) 内定先企業による証明書（様式第2号）

(6) 大学が発行する在学証明書

(7) 東京圏内に継続して在住していることが確認できる次のアからエまでのいずれかに該当する資料

ア 住民票

イ 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び卒業年度における複数月の家賃の振込明細又は引落履歴

ウ 卒業年度における複数月の公共料金の領収書

エ その他移住元の住所を確認できる資料

(8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 地方就職支援金の申請については、1人1回限りとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、第3条に規定する要件について審査の上、地方就職支援金の交付の可否を決定するとともに、地方就職支援金の交付を適当と認めたときは、平戸市地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(地方就職支援金の請求)

第8条 前条の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、地方就職支援金の交付を受けようとするときは、平戸市地方就職支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(返還請求)

第9条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた受給者が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事由に該当する場合には、地方就職支援金の交付決定の全額又は半額の返還請求をする。ただし、内定（就職）企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないこと等が明らかになった場合

イ 申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に平戸市に転入しなかった場合。ただし、申請時に平戸市に住民票がある場合を除く。

エ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に長崎県内の別の企業に就職する場合を除く。

オ 平戸市へ住所を定めた日から3年未満に平戸市から転出した場合

(2) 半額の返還 平戸市へ住所を定めた日から3年以上5年以内に平戸市から転出した場合

2 県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。

3 長崎県及び平戸市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があるときは地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めことができものとする。

(交付手続の特例)

第10条 規則第21条の規定により、規則第13条の規定による実績報告書の手続及び規則第14条の規定による確定通知は、省略するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行し、令和6年度予算に係る事業から適用する。